

事務連絡
令和2年11月25日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

子ども・子育て支援新制度担当部(局) 御中
障害児支援主管部(局)

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

第二期障害児福祉計画の作成に当たっての留意事項について

障害保健福祉行政及び子ども・子育て支援施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、各都道府県及び市町村におかれては、障害児福祉計画(1)の基本指針(2)を踏まえ、第二期障害児福祉計画を作成しているところと承知しています。

同基本指針では、障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することを基本的理念とし、各都道府県及び市町村が障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等(以下「保育所等」という。)における障害児の受入れの体制整備を行うこととしています。(3)

また、子ども・子育て支援事業計画(4)に関する基本指針(5)においても、同計画の作成に際して、障害児等の特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするための必要な配慮を行うことを基本的な考え方とし、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所(6)における障害児等の受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること等としています。(7)

これらを踏まえ、障害児支援主管部(局)におかれては、第二期障害児福祉計画の策定に際して、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについての把握に引き続き努めるようお願いいたします。また、子ども・子育て支援新制度担当部(局)等の関係部局と連携し、同計画において、当該ニーズを踏まえ、保育所等における障害児の受

入りに係る定量的な目標を設定するとともに、当該目標を踏まえて教育・保育の提供体制の確保を行うよう努めるなど、その推進を図っていただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県又は市町村によっては、既に第二期障害児福祉計画の作成を終えている場合も考えられます。こうした場合であって、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標が定められていない場合であっても、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を計画的に推進することの重要性に鑑み、できる限り、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、当該利用ニーズを満たせる定量的な目標を示す等、子ども・子育て支援新制度担当部（局）等の関係部局と連携しつつ、施策推進に努めていただきますようお願いいたします。

（ 1 ）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 の市町村障害児福祉計画及び第 33 条の 22 の都道府県障害児福祉計画。

（ 2 ）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）

（ 3 ）障害児福祉計画の基本指針（該当箇所抜粋）

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を、障害児入所支援については都道府県を実施主体の基本とし、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障害児通所支援等を利用する障害児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うものとする。

- (4) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）をいう。
- (5) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び第 62 条の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。
- (6) 子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けた認定こども園、幼稚園及び保育所並びに同法第 29 条第 1 項の確認を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び次号所内保育を行う事業所をいう。

(7) 子ども・子育て支援事業計画の基本指針（該当箇所抜粋）

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

[第一段落～第八段落 略]

（略）このほか、市町村は、障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために必要な配慮を行うとともに、市町村、都道府県及び国は、必要な支援を行うことが求められる。

[第十段落～第十二段落 略]

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
[第一段落～第八段落 略]

また、市町村は、障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ、関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所における特別な支援が必要な子どもの受入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行った上で、教育・保育の提供体制を確保すること。なお、障害児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図ることや、当該子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策についても基本的な情報や必要な書類の提供を行うことが望ましい。また、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者等は、施設の設置、事業の運営に当たり、円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましい。

[第十段落 略]

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(三) 障害児施策の充実等

[第一段落～第六段落 略]

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後健全育成事業を行う者等は、障害児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ることが必要である。